

2011 年 10 月 3 日
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦
担当ワーキンググループ主査 岡山 朋子

フィリピン メガマニラ圏高速道路建設事業 中部ルソン接続高速道路建設事業 (CLLEX)
Phase I

協力準備調査 (有償)
最終報告書案に対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・ 日時 : 2011 年 9 月 26 日 (月) 14:00~16:00
- ・ 場所 : JICA 本部 (会議室 : 1 階 111 会議室)
- ・ ワーキンググループ委員 : 佐藤委員、石田委員、原嶋委員、岡山委員
- ・ 議題 : フィリピン メガマニラ圏高速道路建設事業
中部ルソン接続高速道路建設事業 (CLLEX) Phase I 協力準備調査 (有償) に
係る最終報告書案についての助言案作成

- ・ 配付資料 :
 - 1) 協力準備調査最終報告書 (案)
 - 2) 協力準備調査スコーピング案への助言対照表

- ・ 適用ガイドライン : 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2010 年 4 月)

全体会合 (第 17 回委員会)

- ・ 日時 : 2011 年 10 月 3 日 (月) 14 : 30~18 : 30
- ・ 場所 : JICA 本部 (229 会議室)

上記の会合にて助言を確定した。

助言（項目、表はすべて事前配布資料に基づく）

全般的事項

1. フィリピン開発計画、国家交通政策、マスタープラン等の様々な上位計画における本事業の位置づけや優先度等を整理し、明記すること。

代替案の検討

2. どのような理由により代替案 2 を選定したかが明瞭ではない[Fig5.4-2.]。選定基準に用いた建設費用、住民移転、農地喪失について評価した結果を先ず説明し、それらの評価をどのように選定判断に結びつけたのかを明示すること。その上で、代替案 2 を選んだ理由を明記すること。

スコーピング案

3. キリスト教イングリシアレストによる教会についての指摘があるが、社会における教会の役割とメンバーの社会的属性、本プロジェクトがもたらす教会へのアクセスへの影響性等について確認し、記載すること。

環境配慮

4. 本事業による農地喪失によって余剰する灌漑水の権利はだれに帰属し、供用開始後にこの余剰水はどのように配分されるのか、記載すること。
5. 本事業のサイトは洪水地帯であるため、供用開始後の洪水による道路浸水などの影響評価とその対策を記述すること。[p.9-65] [p.9-88, Table 9.5.3.2.-1]
6. 生物、とりわけ動物相の季節変動の有無について確認し、追記すること。
7. 本事業に必要な約 420 万立方メートルの盛土やコンクリート資材等の調達について、DPWH は調達先に対して必要ならば EIA の実施を求めるなど、環境への配慮が行われていることを確認すること。

社会配慮

8. モニタリングのコンサルタントには、環境面のみならず社会面でもモニタリングを実施する能力を有するコンサルタントの雇用が望ましい。
9. コンサルテーションミーティングの内容・特筆すべき意見（Sec9.7.4）について、属性ごとに記載すること。
10. 農地喪失による地域の所得減少について具体的に記載すること。
11. 本事業によって喪失する農地に依存している、土地権利を持たない農業従事者の人数と属性等を記載すること。[p.9-112]
12. 移転住民のうち 20 世帯が移転反対の意向を示しているが、その理由を記載すること。[p.9-115, Table 9.6.3-3]
13. 移転の意思調査について、移転意志がある場合の標記を「Very much willing」から「Agreed」に修正すること。[p.9-115, 9.6.3.9.; p.9-126 の最下段]
14. 土地権利を持たない農業従事者はどの分類に含まれるのかを明記し、農業事業者への補償方法について記載すること。[p.9-119, Table 9.6.4.-1, 項目 Entitled Person]

15. 移転対象者の中には、やむを得ず土地ではなく現金による補償を希望している者がいることが想定され、こういった事情にも配慮したきめ細かい対応を行っていくことが必要である。社会的弱者に配慮する JICA ガイドラインを踏まえ、移転状況についてモニタリングを確保すること。
16. 土地権利を持たない農業従事者に対する補償金が予算に組み込まれているのか明記すること。[p.9-136, Table 9.6.12-1]
17. 本事業により家屋が影響を受ける世帯のうち、貧困層の優先雇用に係る施工業者との工事契約規定については、環境管理計画及びモニタリング計画に記載すること。
18. 表 9.5.5-2 Environmental Management and Monitoring Plan に、Social Development Program [9.6.5.3] のフォロー及びモニタリング計画を追記すること。

ステークホルダー協議

19. 道路の運営維持管理時期において道路周辺が無秩序に開発されることへの懸念、および、そのことに対してとりうる緩和策が明記されている。よって、Environmental monitoring and management plans B. Operation (p.9-98) にも land use の項目を追記しスプロール的な開発に対する対策について記載すること。

その他

20. 被災者および孤立した都市への救援にあたって災害道路は重要であるため、災害道路としての役割を明確にすること。予想される自然災害の発生とその緊急事態への対応および当該道路の有効性も記載されれば望ましい。

以 上